

(第46号議案)

中野区暴力団排除条例について

1. 策定の経過

平成4年3月1日 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
施行

平成23年10月1日 東京都暴力団排除条例施行

平成24年5月10日 建設委員会に報告「中野区における暴力団排除の
考え方について」

2. 条例案の概要

(目的) 第1条 この条例は、中野区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念) 第3条 暴力団排除活動は、暴力団等が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団等と交際しないこと、暴力団等を恐れぬこと、暴力団等に資金を提供しないこと及び暴力団等を利用しないことを基本として、区、東京都（以下「都」という。）及び区民等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(区の責務) 第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、区の区域を管轄する警察署その他関係機関又は団体（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(区民等の責務) 第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

(1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。

(2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。

(3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(職員等への不当な要求に対する措置) 第6条 区は、職員が暴力団等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が、区の公の施設の管理の業務において、暴力団等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(区の事業における暴力団排除措置) 第7条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業への暴力団等の関与を防止するために、暴力団等の区が実施する入札への参加の制限等の必要な措置を講ずるものとする。

(補助金等の交付等における暴力団排除措置) 第8条 区は、補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付け（以下「補助金等の交付等」という。）により、暴力団等の活動を助長し、又は暴力団若しくは暴力団関係者が関与する団体の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設に係る暴力団排除措置) 第9条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者（以下「区長等」という。）は、区の公の施設の使用又は利用が、暴力団等の活動を助長し、又は暴力団若しくは暴力団関係者が関与する団体の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発) 第10条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、都又は警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援) 第11条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、都及び警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援) 第12条 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団へ加入すること及び暴力団等に接触して犯罪の被害を受けることのないよう、指導、助言その他の必要な措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3. 案検討過程で留意した事項

(1) 用語を明確に定義し、条例において排除する「暴力団等」の対象、範囲を示した。

(2) 第7条、第8条、第9条における、区の事業、補助金等の交付等、公

の施設の使用等に係る暴力団排除のための必要な措置として、
「契約の相手方、補助金等の申請者、施設使用の申請者等が暴力団等に該当しない旨の誓約書を徴すること」
「警察等へ照会し、相手方・申請者等が暴力団等に該当するか否かの情報を得ること」
「相手方・申請者等が暴力団等に該当した場合、契約しない・交付等の決定をしない・使用等の承認等をしない、又は契約を解除する・補助金等を返還させる・使用等の承認等を取り消す」等を行う旨、条例において具体的に示し、排除の手続きを明確にした。